

令和7年度大阪府サービス管理責任者等基礎研修 募集要項

本研修は、一般社団法人全国介護事業者連盟が、大阪府から指定を受け（指定番号5）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2. 受講対象者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

※平成30年度までに「サービス管理責任者等研修（分業別）」を受講された方は、本研修を受講する必要はありません。
 ※研修開始前日（令和8年2月22日）時点で下表の実務経験年数に満たない場合は、申込を受理できませんのでご注意ください。

ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

※ご自身の実務経験の詳細については、各市町村の指定担当部局にお問い合わせください。

※大阪府外の事業所に配置予定の方はお申込みできません。

次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年以上
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年以上
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年以上
国家資格等による業務に一定期間以上（※）従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年以上

※サービス管理責任者として従事予定の者は通算1年以上

児童発達支援管理責任者として従事予定の者は通算3年以上

【ご注意ください】

- 本研修を受講し修了しても、すぐに1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することはできません。
- 1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するには、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修の2つの研修を修了後（どちらを先に受講されても構いません）、6ヵ月以上または2年以上の相談支援業務又は直接支援業務を経験した後、サービス管理責任者等実践研修を修了し、従事に必要な実務経験を満たしている必要があります。
- サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修修了後、OJT期間を例外的に6ヵ月以上としてサービス管理責任者等実践研修に申し込む場合は、サービス管理責任者等基礎研修受講前に配置要件となる実務経験を満たしていることが要件の一つになっています。

3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号 1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号 4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号 3)	全国介護事業者連盟 (指定番号 5)
募集期間	令和7年4月9日～ 令和7年4月23日 (募集は終了しました)	令和7年6月13日～ 令和7年6月27日 (募集は終了しました)	令和7年9月16日～ 令和7年9月30日 (募集は終了しました)	令和7年11月1日(土)～ 令和7年11月15日(土) ※今回募集
研修期間	令和7年6月27日～ 令和7年8月29日	令和7年9月26日～ 令和7年12月12日	令和8年1月6日～ 令和8年2月18日	令和8年2月23日(月)～ 令和8年4月26日(日) (Web 配信による講義7時間程 度と演習2日間)

4. 研修日時・場所

当研修は、全体講義（Web 配信）並びに各日程別に実施する演習（2日間）の合計3日間です。

- ・全体講義は、講義映像を Web 配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。
(準備できない場合は別途、事務局へご相談ください)
- ・配信方法等詳細については、受講決定者にお送りするテキストに同封されております書面（「オンライン講義及び事前課題について」）に記載します。
- ・講義映像視聴後、講義についてのレポート等と事前課題を作成し、演習日に提出いただきます。

※演習日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。（日程の指定はできません）

いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申し込みください。

定員 640 名 (各日程 80 名)			
【全体講義】 1 日目	【日程別講義・演習】 2 日目		【日程別講義・演習】 3 日目
講義動画を Web 配信 【講義動画視聴期間】 令和8年2月23日～ 令和8年3月2日 ※約7時間の動画視聴とレポート提出を課題とします。 ※上記期間を過ぎると視聴することができません。	A 日程	令和8年3月 7日 (土)	令和8年3月 8日 (日)
	B 日程	令和8年3月14日 (土)	令和8年3月15日 (日)
	C 日程	令和8年3月21日 (土)	令和8年3月22日 (日)
	D 日程	令和8年3月28日 (土)	令和8年3月29日 (日)
	E 日程	令和8年4月 4日 (土)	令和8年4月 5日 (日)
	F 日程	令和8年4月11日 (土)	令和8年4月12日 (日)
	G 日程	令和8年4月18日 (土)	令和8年4月19日 (日)
	H 日程	令和8年4月25日 (土)	令和8年4月26日 (日)
※時間は、演習両日ともに 10:00～17:00 を予定			

※実施時間は予定です。プログラム等によって開始・終了の時間が変更する場合がありますのでご了承ください。

【場所】演習会場

社会福祉法人慶生会 特別養護老人ホーム 瑞光苑 5階

大阪府大阪市生野区巽東4丁目1 1-10

【アクセス】地下鉄千日前線南巽駅下車 1号出口より北東へ約7分

※演習会場は変更する場合がありますのでご了承ください。

5. 受講費用：27,000 円（非課税）

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定通知と併せてメールにてご案内します。
- ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。
※振込先及び振込金額間違い・重複入金にご注意ください。

6. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書の交付については、以下の項目を全て満たしていただく必要があります。
 - *Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出（演習初日に持参）
 - *事前課題の提出（演習初日に持参）
 - *演習 2 日間の全項目を受講
- ・研修当日は受講者の本人確認をするため、顔写真付きの証明書（運転免許証など）をご持参ください。
万一、本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合、演習前の事前課題の提出がない場合は研修修了とみなしません。

その他、受講態度が著しく不良（途中退席、居眠り、携帯電話・スマートフォン・タブレット等の通信機器全般の使用など）の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※その他、お申込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

7. 申込み方法・受付について

- (1) 「学則」「募集要項」を確認の上、「推薦書」〈別紙 1〉を当法人 HP よりダウンロードし必要事項を記入する。

サービス管理責任者等として配置予定事業所からの推薦（推薦が無い場合も申し込み可）

- ・「推薦」がある方は、推薦書の記入・公印押印済後の用紙を PDF・JPEG 等にデータ化（ファイル名を、「申込者名-推薦書」と変更してください。）

- ・「推薦」がない方は、推薦書の申込者氏名、生年月日、受講申込者署名欄（自筆）のみ記入済の用紙を PDF・JPEG 等にデータ化（ファイル名を、「申込者名-推薦書」と変更してください。）

※法人公印の押印漏れや鮮明に押印されていない等、推薦が確認できない場合は個人のお申し込みとなります。

- (2) 当法人 HP の「申込フォーム」に必要事項を入力の上、「推薦書」〈別紙 1〉をデータ化したものを添付し送信してください。

※「推薦書」については、申込フォームにデータを添付する。《推薦がなく署名欄記入のみの方も同様》

※間違ったファイルを添付して申し込まれた場合は不受理となりますのでご注意ください。

※他法人の推薦書様式での申込みや推薦書の添付がない等の場合は無効となり不受理となります。

※一人目のサービス管理責任者等としてすでに配置されている方は、指定権者の押印済みの変更届出書等もデータ化し、申込フォームに添付してください。（ファイル名を、「申込者名-変更届出書」と変更してください。）

※入力漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。

- (3) 申込完了のメール通知

『送信』ボタンを押下後、申し込みが受付されるとご入力いただいたメールアドレスに自動送信メールが届きますので、入力した内容を必ずご確認ください。

(メールが届かない場合、アドレスが間違っている、または迷惑メールフォルダに振り分けられている等がございますので、メールアドレスは正確に入力してください。)

※「@lazo.ltd」からのメール受信ができるよう設定をお願いします。

※送信が完了していても、記入・入力に不備等がある場合、申込みは無効となり不受理となります。

受付締切日時：令和7年11月15日(土) 16:30

※期日を過ぎた場合の受付は一切できません※

【研修に関するお問い合わせ】

TEL：0570-028-222

一般社団法人 全国介護事業者連盟『大阪支部サービス管理責任者等研修事務局』

※先着順ではございません。また、期日を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

※添付にてご提出いただいた書類については、返却いたしませんので予めご了承ください。

※申込み時に送付いただいた個人情報に関しては、研修事務局が本研修の目的以外には使用いたしません。

8. 受講決定及び通知について

・受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。

・受講者選考は、受講申込者が事業所に従事される状況に基づき決定するものです。

「申込フォーム」の「5. サービス管理責任者・児童発達管理責任者として従事する予定の事業所について」と「6. 事業開始および受講申込者のサービス管理責任者等としての配置について」には、必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、入力してください。

・法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の記載内容を確認の上、「推薦書」(別紙1)に記入し、法人(会社)または事業所印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータを添付し提出してください。

なお、配置予定の法人・事業所から推薦が得られない場合は推薦書の署名欄のみに記入をしてください。

※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取り下げとなり個人申し込みの扱いとなります。

・法人・事業所等代表者からの推薦がない方は個人申し込みとなり、定員に余裕があれば個人申し込みの方を選考します。

※受講決定については、メールにてお知らせします。

電話やメールでのお問い合わせについては、一切お答えできませんのであらかじめご了承ください。

※受講の可否については、令和7年12月15日(月)頃までに、申込フォームでお知らせいただきましたメールアドレス宛へ通知をする予定です。

9. 受講決定における優先順位について

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋

- ① 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定者として指定権者に変更届出書等を提出し、受理された者
- ② 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるサービス管理責任者等が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たす者
- ③ 当該年度の基礎研修を修了後、6ヶ月以上（※）又は2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早い者（令和5年度以降の落選回数を加味する。）
- ④ サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者
- ⑤ 上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

優先順位の考え方としては、

- ① 指定権者に変更届出書等を提出し、受理されている者
- ② 基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定の者
- ③ 基礎研修修了後、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早い者
- ④ 交代要員
- ⑤ その他

※令和5年6月30日付け、こども家庭庁支援局及び厚生労働省社会・援護局発の事務連絡「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」に記載の「1 実践研修の受講に必要な実務経験について」に該当する場合に、例外的に6ヶ月以上となります。